

育児・介護のための 短時間勤務制度についての お知らせ

目的

育児・介護をしながら働く職員に、家庭での役割を果たしながら仕事も続けたいという職員を支援します。

対象者

育児のための短時間勤務：6歳に満たない子を養育する職員

介護のための短時間勤務：介護休業に準ずる

短時間勤務時間

育児短時間勤務：1回につき、1か月以上1年以内。ただし同条件により期間の延長は可能です。

介護短時間勤務：対象家族1人につき要介護状態に至るごとに1回、介護休業と通算して93日

労働時間

1週間 → 18時間・24時間・30時間の勤務形態から選べます。

それ以外の勤務形態についてもご相談下さい。

